

第3 租税特別措置法関係通達（法人税編）関係

昭和50年2月14日付直法2-2「租税特別措置法関係通達（法人税編）の制定について」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

目次

改 正 後	改 正 前
<p>第1章 中小企業者等の法人税率の特例 第42条の3の2（中小企業者等の法人税率の特例）関係</p> <p>第1章の2 特別税額控除及び減価償却の特例 第42条の4（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）関係 第1款 試験研究費の額 第2款 中小企業者 第3款 その他</p> <p>第42条の5～第48条（共通事項）関係 第42条の5（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係 第42条の6（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係 第42条の9（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）関係 第42条の10（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除）関係 第42条の11（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係 第42条の12（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）関係 第42条の12の2（国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却又は</p>	<p>第1章 中小企業者等の法人税率の特例 第42条の3の2（中小企業者等の法人税率の特例）関係</p> <p>第1章の2 特別税額控除及び減価償却の特例 第42条の4（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）関係 第1款 試験研究費の額 第2款 中小企業者 第3款 その他</p> <p>第42条の5～第48条（共通事項）関係 第42条の5（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係 第42条の6（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係 第42条の9（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）関係 第42条の10（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除）関係 第42条の11（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係 第42条の12（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）関係 第42条の12の2（国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却又は</p>

改 正 後	改 正 前
<p>法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 42 条の 12 の 3 (特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 42 条の 12 の 4 (雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 42 条の 12 の 5 (生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 42 条の 13 (法人税の額から控除される特別控除額の特例) 関係</p> <p>第 43 条 (特定設備等の特別償却) 関係</p> <p>第 1 款 共通事項</p> <p>第 2 款 公害防止設備</p> <p>第 3 款 海洋運輸業等</p> <p>第 44 条 (関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却) 関係</p> <p>第 44 条の 4 (特定農産加工品生産設備等の特別償却) 関係</p> <p>第 1 款 特定農産加工品生産設備</p> <p>第 2 款 新用途米穀加工品等製造設備</p> <p>第 44 条の 5 (特定信頼性向上設備等の特別償却) 関係</p> <p>第 45 条 (特定地域における工業用機械等の特別償却) 関係</p> <p>第 45 条の 2 (医療用機器等の特別償却) 関係</p> <p>第 46 条 (障害者を雇用する場合の機械等の割増償却) 関係</p> <p>第 46 条の 2 (支援事業所取引金額が増加した場合の 3 年以内取得資産の割増償却) 関係</p> <p>第 46 条の 3 (次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却) 関係</p> <p>第 47 条 (サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却) 関係</p>	<p>法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 42 条の 12 の 3 (特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 42 条の 12 の 4 (雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 42 条の 12 の 5 (生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 42 条の 13 (法人税の額から控除される特別控除額の特例) 関係</p> <p>第 43 条 (特定設備等の特別償却) 関係</p> <p>第 1 款 共通事項</p> <p>第 2 款 公害防止設備</p> <p>第 3 款 海洋運輸業等</p> <p>第 44 条 (関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却) 関係</p> <p>第 44 条の 4 (特定農産加工品生産設備等の特別償却) 関係</p> <p>第 1 款 特定農産加工品生産設備</p> <p>第 2 款 新用途米穀加工品等製造設備</p> <p>第 44 条の 5 (特定信頼性向上設備等の特別償却) 関係</p> <p>第 45 条 (特定地域における工業用機械等の特別償却) 関係</p> <p>第 45 条の 2 (医療用機器等の特別償却) 関係</p> <p>第 46 条 (障害者を雇用する場合の機械等の割増償却) 関係</p> <p>第 46 条の 2 (支援事業所取引金額が増加した場合の 3 年以内取得資産の割増償却) 関係</p> <p>第 46 条の 3 (次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却) 関係</p> <p>第 47 条 (サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却) 関係</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第 47 条の 2 (特定再開発建築物等の割増償却) 関係 第 48 条 (倉庫用建物等の割増償却) 関係 第 52 条の 3 (準備金方式による特別償却) 関係</p>	<p>第 47 条の 2 (特定再開発建築物等の割増償却) 関係 第 48 条 (倉庫用建物等の割増償却) 関係 第 52 条の 3 (準備金方式による特別償却) 関係</p>
<p>第 2 章 準備金等</p> <p>第 55 条～第 57 条の 8 (共通事項) 関係 第 55 条 (海外投資等損失準備金) 関係 第 55 条の 2 (新事業開拓事業者投資損失準備金) 関係 第 55 条の 3 (特定事業再編投資損失準備金) 関係 第 55 条の 5 (金属鉱業等鉱害防止準備金) 関係 第 55 条の 6 (特定災害防止準備金) 関係 第 56 条 (新幹線鉄道大規模改修準備金) 関係 第 57 条の 3 (使用済燃料再処理準備金) 関係 第 57 条の 4 (原子力発電施設解体準備金) 関係 第 57 条の 5 (保険会社等の異常危険準備金) 関係 第 57 条の 6 (原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金) 関係 第 57 条の 7 (関西国際空港用地整備準備金) 関係 第 57 条の 7 の 2 (中部国際空港整備準備金) 関係 第 57 条の 8 (特定船舶に係る特別修繕準備金) 関係 第 57 条の 9 (中小企業等の貸倒引当金の特例) 関係</p>	<p>第 2 章 準備金等</p> <p>第 55 条～第 57 条の 8 (共通事項) 関係 第 55 条 (海外投資等損失準備金) 関係 第 55 条の 2 (新事業開拓事業者投資損失準備金) 関係 第 55 条の 3 (特定事業再編投資損失準備金) 関係 第 55 条の 5 (金属鉱業等鉱害防止準備金) 関係 第 55 条の 6 (特定災害防止準備金) 関係 第 56 条 (新幹線鉄道大規模改修準備金) 関係 第 57 条の 3 (使用済燃料再処理準備金) 関係 第 57 条の 4 (原子力発電施設解体準備金) 関係 第 57 条の 5 (保険会社等の異常危険準備金) 関係 第 57 条の 6 (原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金) 関係 第 57 条の 7 (関西国際空港用地整備準備金) 関係 第 57 条の 7 の 2 (中部国際空港整備準備金) 関係 第 57 条の 8 (特定船舶に係る特別修繕準備金) 関係 第 57 条の 9 (中小企業等の貸倒引当金の特例) 関係</p>
<p>第 3 章 削 除</p>	<p>第 3 章 削 除</p>
<p>第 4 章 鉱業所得の課税の特例</p> <p>第 58 条 (探鉱準備金又は海外探鉱準備金) 関係</p>	<p>第 4 章 鉱業所得の課税の特例</p> <p>第 58 条 (探鉱準備金又は海外探鉱準備金) 関係</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第5章 沖縄の認定法人の課税の特例</p> <p>第60条（沖縄の認定法人の所得の特別控除）関係</p> <p>第5章の2 国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例</p> <p>第60条の2（国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例）関係</p> <p>第5章の3 認定研究開発事業法人等の課税の特例</p> <p>第61条（認定研究開発事業法人等の課税の特例）関係</p> <p>第6章 削除</p> <p>第7章 認定農業生産法人等の課税の特例</p> <p>第61条の2（農業経営基盤強化準備金）関係</p> <p>第61条の3（農用地等を取得した場合の課税の特例）関係</p> <p>第8章 交際費等の課税の特例</p> <p>第61条の4（交際費等の損金不算入）関係</p> <p>第1款 交際費等の範囲</p> <p>第2款 損金不算入額の計算</p> <p>第9章 土地の譲渡等がある場合の特別税率</p> <p>第62条の3（土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係</p> <p>第1款 課税対象の範囲等</p> <p>第2款 収益の額</p> <p>第3款 原価の額</p>	<p>第5章 沖縄の認定法人の課税の特例</p> <p>第60条（沖縄の認定法人の所得の特別控除）関係</p> <p>第5章の2 国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例</p> <p>第60条の2（国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例）関係</p> <p>第5章の3 認定研究開発事業法人等の課税の特例</p> <p>第61条（認定研究開発事業法人等の課税の特例）関係</p> <p>第6章 削除</p> <p>第7章 認定農業生産法人等の課税の特例</p> <p>第61条の2（農業経営基盤強化準備金）関係</p> <p>第61条の3（農用地等を取得した場合の課税の特例）関係</p> <p>第8章 交際費等の課税の特例</p> <p>第61条の4（交際費等の損金不算入）関係</p> <p>第1款 交際費等の範囲</p> <p>第2款 損金不算入額の計算</p> <p>第9章 土地の譲渡等がある場合の特別税率</p> <p>第62条の3（土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係</p> <p>第1款 課税対象の範囲等</p> <p>第2款 収益の額</p> <p>第3款 原価の額</p>

改 正 後	改 正 前
第4款 直接又は間接に要した経費の額等	第4款 直接又は間接に要した経費の額等
第5款 適用除外関係	第5款 適用除外関係
第6款 その他	第6款 その他
第63条（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係	第63条（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係
第1款 課税対象の範囲等	第1款 課税対象の範囲等
第2款 収益の額	第2款 収益の額
第3款 原価の額	第3款 原価の額
第4款 直接又は間接に要した経費の額等	第4款 直接又は間接に要した経費の額等
第5款 適用除外関係	第5款 適用除外関係
第6款 その他	第6款 その他
第10章 資産の譲渡の場合の課税の特例	第10章 資産の譲渡の場合の課税の特例
第64条～第66条の2（共通事項）関係	第64条～第66条の2（共通事項）関係
第64条～第65条の2（収用等の場合の課税の特例）関係	第64条～第65条の2（収用等の場合の課税の特例）関係
第1款 収用等の範囲	第1款 収用等の範囲
第2款 補償金の範囲等	第2款 補償金の範囲等
第3款 圧縮記帳等の計算	第3款 圧縮記帳等の計算
第4款 収用証明書等	第4款 収用証明書等
第65条の2（収用換地等の場合の所得の特別控除）関係	第65条の2（収用換地等の場合の所得の特別控除）関係
第65条の3（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係	第65条の3（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係
第65条の4（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係	第65条の4（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係
第65条の5（農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係	第65条の5（農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係
第65条の5の2（特定の長期所有土地等の所得の特別控除）関係	第65条の5の2（特定の長期所有土地等の所得の特別控除）関係

改 正 後	改 正 前
<p>第 1 款 対象資産の範囲等</p> <p>第 2 款 その他</p> <p>第 65 条の 7～第 65 条の 9 《特定の資産の買換えの場合等の課税の特例》関係</p> <p>第 1 款 対象資産の範囲等</p> <p>第 2 款 事業の用に供したことの意義等</p> <p>第 3 款 圧縮限度額の計算等</p> <p>第 4 款 特別勘定</p> <p>第 5 款 その他</p> <p>第 65 条の 11 及び第 65 条の 12 《大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例》関係</p> <p>第 66 条 《特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例》関係</p> <p>第 66 条の 2 《平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例》関係</p> <p>第 1 款 対象資産の範囲等</p> <p>第 2 款 その他</p>	<p>第 1 款 対象資産の範囲等</p> <p>第 2 款 その他</p> <p>第 65 条の 7～第 65 条の 9 《特定の資産の買換えの場合等の課税の特例》関係</p> <p>第 1 款 対象資産の範囲等</p> <p>第 2 款 事業の用に供したことの意義等</p> <p>第 3 款 圧縮限度額の計算等</p> <p>第 4 款 特別勘定</p> <p>第 5 款 その他</p> <p>第 65 条の 11 及び第 65 条の 12 《大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例》関係</p> <p>第 66 条 《特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例》関係</p> <p>第 66 条の 2 《平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例》関係</p> <p>第 1 款 対象資産の範囲等</p> <p>第 2 款 その他</p>
<p>第 11 章 国外関連者との取引に係る課税の特例等</p> <p>第 66 条の 4 《国外関連者との取引に係る課税の特例》関係</p> <p>第 1 款 特殊の関係</p> <p>第 2 款 独立企業間価格の算定方法の選定</p> <p>第 3 款 比較対象取引</p> <p>第 4 款 独立企業間価格の算定</p> <p>第 5 款 利益分割法の適用</p> <p>第 6 款 取引単位営業利益法の適用</p>	<p>第 11 章 国外関連者との取引に係る課税の特例等</p> <p>第 66 条の 4 《国外関連者との取引に係る課税の特例》関係</p> <p>第 1 款 特殊の関係</p> <p>第 2 款 独立企業間価格の算定方法の選定</p> <p>第 3 款 比較対象取引</p> <p>第 4 款 独立企業間価格の算定</p> <p>第 5 款 利益分割法の適用</p> <p>第 6 款 取引単位営業利益法の適用</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第7款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格の算定方法の適用</p> <p>第8款 申告調整等</p> <p>第9款 国外移転所得金額の取扱い等</p> <p>第10款 その他</p>	<p>第7款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格の算定方法の適用</p> <p>第8款 申告調整等</p> <p>第9款 国外移転所得金額の取扱い等</p> <p>第10款 その他</p>
<p>第11章の2 外国法人の内部取引に係る課税の特例</p> <p><u>第66条の4の3(外国法人の内部取引に係る課税の特例)関係</u></p> <p><u>第1款 独立企業間価格の算定方法の選定</u></p> <p><u>第2款 比較対象取引</u></p> <p><u>第3款 独立企業間価格の算定</u></p> <p><u>第4款 利益分割法の適用</u></p> <p><u>第5款 取引単位営業利益法の適用</u></p> <p><u>第6款 棚卸資産の売買に相当する内部取引以外の内部取引における独立企業間価格の算定方法の適用</u></p> <p><u>第7款 申告調整等</u></p> <p><u>第8款 国外移転所得金額の取扱い等</u></p>	
<p>第12章 関連者等に係る利子等の課税の特例</p> <p>第66条の5(《国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例》関係)</p> <p>第66条の5の2及び第66条の5の3(《関連者等に係る純支払利子等の課税の特例》関係)</p>	<p>第12章 関連者等に係る利子等の課税の特例</p> <p>第66条の5(《国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例》関係)</p> <p>第66条の5の2及び第66条の5の3(《関連者等に係る純支払利子等の課税の特例》関係)</p>
<p>第13章 内国法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例</p> <p>第66条の6～第66条の9(《内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例》関係)</p>	<p>第13章 内国法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例</p> <p>第66条の6～第66条の9(《内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例》関係)</p>

改 正 後	改 正 前
第 66 条の 9 の 2 ～ 第 66 条の 9 の 5 《特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例》関係	第 66 条の 9 の 2 ～ 第 66 条の 9 の 5 《特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例》関係
第 14 章 その他の特例	第 14 章 その他の特例
第 66 条の 10 《技術研究組合の所得の計算の特例》関係	第 66 条の 10 《技術研究組合の所得の計算の特例》関係
第 66 条の 11 《特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例》関係	第 66 条の 11 《特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例》関係
第 67 条 《社会保険診療報酬の所得の計算の特例》関係	第 67 条 《社会保険診療報酬の所得の計算の特例》関係
第 67 条の 3 《農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例》関係	第 67 条の 3 《農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例》関係
第 67 条の 4 《転廃業助成金等に係る課税の特例》関係	第 67 条の 4 《転廃業助成金等に係る課税の特例》関係
第 67 条の 5 《中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例》関係	第 67 条の 5 《中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例》関係
第 67 条の 6 《特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例》関係	第 67 条の 6 《特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例》関係
第 67 条の 12 《組合事業等による損失がある場合の課税の特例》関係	第 67 条の 12 《組合事業等による損失がある場合の課税の特例》関係
<u>第 67 条の 18 《国外所得金額の計算の特例》関係</u>	
第 68 条 《特定の協同組合等の法人税率の特例》関係	第 68 条 《特定の協同組合等の法人税率の特例》関係
第 68 条の 2 の 3 《適格合併等の範囲等に関する特例》関係	第 68 条の 2 の 3 《適格合併等の範囲等に関する特例》関係
第 1 款 合併法人等	第 1 款 合併法人等
第 2 款 特定軽課税外国法人	第 2 款 特定軽課税外国法人

二 第 66 条の 4 《国外関連者との取引に係る課税の特例》関係

改 正 後	改 正 前
(比較対象取引の選定に当たって検討すべき諸要素等)	(比較対象取引の選定に当たって検討すべき諸要素等)
66 の 4 (3) - 3	66 の 4 (3) - 3

改 正 後	改 正 前
<p><u>に規定する内部取引をいう。以下同じ。）及び非関連者間取引（外国法人が非関連者（措置法第 66 条の 4 第 1 項に規定する特殊の関係にない者をいう。以下同じ。）との間で行う取引（同条第 5 項の適用がある取引を除く。）又は外国法人の非関連者が当該非関連者の他の非関連者との間で行う取引をいう。以下同じ。）に係る 66 の 4 の 3 (2) - 3 に掲げる諸要素並びに次に掲げる点を勘案することをいうことに留意する。</u></p> <p>(1) <u>独立企業間価格（措置法第 66 条の 4 の 3 第 1 項に規定する独立企業間価格をいう。以下同じ。）の算定における同条第 2 項各号に掲げる方法（以下「独立企業間価格の算定方法」という。）の長所及び短所</u></p> <p>(2) <u>内部取引の内容及び当該内部取引の当事者の果たす機能等に対する独立企業間価格の算定方法の適合性</u></p> <p>(3) <u>独立企業間価格の算定方法を適用するために必要な情報の入手可能性</u></p> <p>(4) <u>内部取引と非関連者間取引との類似性の程度（当該非関連者間取引について、差異調整等を行う必要がある場合には、当該差異調整等に係る信頼性を含む。）</u></p> <p>(註) <u>差異調整等とは、差異調整（同条第 2 項第 1 号イに規定する調整並びに措置法令第 39 条の 12 の 3 第 1 項において読み替えて準用される措置法令第 39 条の 12 第 6 項、第 7 項並びに第 8 項第 1 号イ、同号ハ(1)及び第 2 号から第 5 号までに規定する必要な調整をいう。以下同じ。）並びに措置法第 66 条の 4 の 3 第 2 項第 1 号ニに掲げる準ずる方法、措置法令第 39 条の 12 の 3 第 1 項において読み替えて準用される措置法令第 39 条の 12 第 8 項第 6 号に掲げる方法及び措置法第 66 条の 4 の 3 第 2 項第 2 号に定める方法に係る差異調整に相当する調整をいう。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 款 比較対象取引</p>	<p style="text-align: center;">(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(比較対象取引の意義)</u></p> <p><u>66の4の3(2)-1 独立企業間価格の算定の基礎となる取引</u>（以下「<u>比較対象取引</u>」という。）は、<u>内部取引との類似性の程度が十分な非関連者間取引をいうのであるから、例えば、措置法第66条の4の3第2項第1号に規定する棚卸資産の販売又は購入の場合にあつては、次に掲げる独立企業間価格の算定方法の区分に応じ、それぞれ次に掲げる取引となることに留意する。</u></p> <p>(1) <u>措置法第66条の4の3第2項第1号イに掲げる方法</u>（以下「<u>独立価格基準法</u>」という。） <u>内部取引に係る棚卸資産と同種の棚卸資産を当該内部取引と同様の状況の下で売買した取引（当該取引と当該内部取引とにおいて取引段階、取引数量その他に差異のある状況の下で売買した場合には、その差異により生じる同号イに規定する対価の額の差を調整することができるものに限る。）</u></p> <p>(2) <u>措置法第66条の4の3第2項第1号ロに掲げる方法</u>（以下「<u>再販売価格基準法</u>」という。） <u>内部取引に係る棚卸資産と同種又は類似の棚卸資産を、非関連者から購入した者が当該同種又は類似の棚卸資産を非関連者に対して販売した取引（当該取引と当該内部取引とにおいて売手の果たす機能その他に差異がある場合には、その差異により生じる措置法令第39条の12の3第1項において読み替えて準用される措置法令第39条の12第6項に規定する割合の差につき必要な調整を加えることができるものに限る。）</u></p> <p>(3) <u>措置法第66条の4の3第2項第1号ハに掲げる方法</u>（以下「<u>原価基準法</u>」という。） <u>内部取引に係る棚卸資産と同種又は類似の棚卸資産を、購入（非関連者からの購入に限る。）</u>、<u>製造その他の行為により取得した者が当該同種又は類似の棚卸資産を非関連者に対して販売した取引（当該取引と当該内部取引とにおいて売手の果たす機能その他に差異がある場合には、その差異</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>により生じる措置法令第 39 条の 12 の 3 第 1 項において読み替えて準用される措置法令第 39 条の 12 第 7 項に規定する割合の差につき必要な調整を加えることができるものに限る。)</p> <p>(4) <u>措置法令第 39 条の 12 の 3 第 1 項において読み替えて準用される措置法令第 39 条の 12 第 8 項第 1 号に掲げる方法 (同号イに掲げる方法に係る部分に限る。)</u> <u>内部取引に係る棚卸資産と同種又は類似の棚卸資産を、購入、製造その他の行為により取得した者が当該同種又は類似の棚卸資産を非関連者に対して販売し、かつ、当該同種又は類似の棚卸資産を購入した当該非関連者が当該同種若しくは類似の棚卸資産又はこれを加工し若しくは製造等に用いて取得した棚卸資産を他者に対して販売した取引 (これらの取引と当該内部取引に係る棚卸資産の恒久的施設及びその本店等 (法第 138 条第 1 項第 1 号に規定する本店等をいう。以下同じ。)) による購入、製造その他の行為による取得及び販売 (以下「販売等」という。)) 並びに販売等に相当する内部取引とにおいて当事者の果たす機能その他に差異がある場合には、その差異により生ずる措置法令第 39 条の 12 の 3 第 1 項において読み替えて準用される措置法令第 39 条の 12 第 8 項第 1 号イに規定する割合の差につき必要な調整を加えることができるものに限る。)</u></p> <p>(5) <u>措置法令第 39 条の 12 の 3 第 1 項において読み替えて準用される措置法令第 39 条の 12 第 8 項第 1 号に掲げる方法 (同号ハに掲げる方法に係る部分に限る。以下「残余利益分割法」という。)</u> <u>同号ハ(1)に掲げる金額 (以下「基本的利益」という。)) を計算する場合における、66 の 4 の 3 (2) - 1 の(2)、(3)又は(6)から(9)までに掲げる取引 (ただし、それぞれの取引に係る「当該取引と当該内部取引とにおいて売手の果たす機能その他に差異がある場合」の差異からは、当該内部取引の当事者である恒久的施設及びその本店等に独自の機能が存在することによる差異を除く。)</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p>(6) <u>措置法令第39条の12の3第1項において読み替えて準用される措置法令第39条の12第8項第2号に掲げる方法</u> <u>内部取引に係る棚卸資産と同種又は類似の棚卸資産を、非関連者から購入した者が当該同種又は類似の棚卸資産を非関連者に対して販売した取引（当該取引と当該内部取引とにおいて売手の果たす機能その他に差異がある場合には、その差異により生じる同号に規定する割合の差につき必要な調整を加えることができるものに限る。）</u></p> <p>(7) <u>措置法令第39条の12の3第1項において読み替えて準用される措置法令第39条の12第8項第3号に掲げる方法</u> <u>内部取引に係る棚卸資産と同種又は類似の棚卸資産を、購入（非関連者からの購入に限る。）、製造その他の行為により取得した者が当該同種又は類似の棚卸資産を非関連者に対して販売した取引（当該取引と当該内部取引とにおいて売手の果たす機能その他に差異がある場合には、その差異により生じる同号に規定する割合の差につき必要な調整を加えることができるものに限る。）</u></p> <p>(8) <u>措置法令第39条の12の3第1項において読み替えて準用される措置法令第39条の12第8項第4号に掲げる方法</u> <u>内部取引に係る棚卸資産と同種又は類似の棚卸資産を、非関連者から購入した者が当該同種又は類似の棚卸資産を非関連者に対して販売した取引（当該取引と当該内部取引とにおいて売手の果たす機能その他に差異がある場合には、その差異により生じる同号に規定する割合の差につき必要な調整を加えることができるものに限る。）</u></p> <p>(9) <u>措置法令第39条の12の3第1項において読み替えて準用される措置法令第39条の12第8項第5号に掲げる方法</u> <u>内部取引に係る棚卸資産と同種又は類似の棚卸資産を、購入（非関連者からの購入に限る。）その他の行為により取得した者が当該同種又は類似の棚卸資産を非関連者に対して販売した取引（当該取引と当該内部取引とにおいて売手の果たす機能その他に差異がある場合には、その差異により生じる同号に規定する割合の差につき必要な</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p>(5) <u>売手又は買手の事業戦略</u></p> <p>(a) 1. <u>(2)の売手又は買手の果たす機能の類似性については、売手又は買手の負担するリスク、売手又は買手の使用する無形資産（令第183条第3項第1号イからハマまでに掲げるもののほか、顧客リスト、販売網等の重要な価値のあるものをいう。以下同じ。）等も考慮して判断する。</u></p> <p>2. <u>(4)の市場の状況の類似性については、取引段階（小売り又は卸売り、一次問屋又は二次問屋等の別をいう。）、取引規模、取引時期、政府の政策（法令、行政処分、行政指導その他の行政上の行為による価格に対する規制、金利に対する規制、使用料等の支払に対する規制、補助金の交付、ダンプینگを防止するための課税、外国為替の管理等の政策をいう。）の影響等も考慮して判断する。</u></p> <p>3. <u>(5)の売手又は買手の事業戦略の類似性については、売手又は買手の市場への参入時期等も考慮して判断する。</u></p> <p><u>(比較対象取引が複数ある場合の取扱い)</u></p> <p><u>66の4の3(2)-4 内部取引に係る比較対象取引が複数存在し、独立企業間価格が一定の幅を形成している場合において、当該幅の中に当該内部取引の対価の額とした額があるときは、当該内部取引については措置法第66条の4の3第1項の規定の適用はないことに留意する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第3款 独立企業間価格の算定</u></p> <p><u>(内部取引の単位)</u></p> <p><u>66の4の3(3)-1 独立企業間価格の算定は、原則として、個別の内部取引ごとに行うのであるが、例えば、次に掲げる場合には、これらの内部取引を一体と</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>して独立企業間価格を算定することができる。</u></p> <p><u>(1) 同一の製品グループに属する内部取引、同一の事業セグメントに属する内部取引等を考慮して価格設定が行われており、独立企業間価格についてもこれらの単位で算定することが合理的であると認められる場合</u></p> <p><u>(2) 生産用部品の販売に相当する内部取引と当該生産用部品に係る製造ノウハウの使用許諾に相当する内部取引等が一体として行われており、独立企業間価格についても一体として算定することが合理的であると認められる場合</u></p> <p><u>(相殺取引)</u></p> <p><u>66の4の3(3)ー2 措置法第66条の4の3の規定の適用上、一の内部取引の対価の額とした額が独立企業間価格と異なる場合であっても、当該対価の額とした額と独立企業間価格との差額に相当する金額を同一の相手方との他の内部取引の対価の額とした額を含め、又は当該対価の額とした額から控除することにより調整していることが内部取引に関する資料の記載その他の状況からみて客観的に明らか場合には、それらの内部取引は、それぞれ独立企業間価格で行われたものとする。</u></p> <p><u>(為替差損益)</u></p> <p><u>66の4の3(3)ー3 措置法第66条の4の3の規定の適用上、取引日の外国為替の売買相場と決済日の外国為替の売買相場との差額により生じた為替差損益は、独立企業間価格には含まれないことに留意する。</u></p> <p><u>(値引き、割戻し等の取扱い)</u></p> <p><u>66の4の3(3)ー4 措置法第66条の4の3の規定の適用上、比較対象取引における値引き、割戻し等の条件が、内部取引におけるこれらに相当するものと異なる</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>る場合には、当該値引き、割戻し等に係る条件の差異を調整したところにより、内部取引の対価の額とした額と独立企業間価格との差額を算定することに留意する。</u></p> <p><u>(会計処理方法の差異の取扱い)</u></p> <p><u>66の4の3(3)－5 措置法第66条の4の3の規定の適用上、比較対象取引で用いられている会計処理方法（例えば、棚卸資産の評価方法、減価償却資産の償却方法）と、内部取引における会計処理方法との間に差異があり、その差異が独立企業間価格の算定に影響を与える場合には、当該差異を調整したところにより、内部取引の対価の額とした額と独立企業間価格との差額を算定することに留意する。</u></p> <p><u>(原価基準法における取得原価の額)</u></p> <p><u>66の4の3(3)－6 原価基準法により独立企業間価格を算定する場合において、内部取引に係る棚卸資産をその売手である外国法人の恒久的施設又はその本店等が、例えば、当該外国法人与措置法第66条の4第1項に規定する特殊の関係にある者（以下「特殊の関係にある者」という。）から通常の取引価格に満たない価格で購入しているためその購入価格をその算定の基礎とすることが相当でないと認められるときは、当該購入価格を通常の取引価格に引き直して当該内部取引に係る独立企業間価格を算定するものとする。</u></p> <p><u>(註) この取扱いを適用する場合の「通常の取引価格」は、独立企業間価格の算定方法に準じて計算する。</u></p> <p style="text-align: center;">第4款 利益分割法の適用</p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(利益分割法の意義)</u></p> <p><u>66の4の3(4)－1 措置法令第39条の12の3第1項において読み替えて準用される措置法令第39条の12第8項第1号に掲げる方法（以下「利益分割法」という。）は、同号イからハマまでに掲げるいずれかの方法によって、内部取引に係る棚卸資産の販売等により恒久的施設及びその本店等に生じた所得（以下「分割対象利益等」といい、原則として、当該恒久的施設に係る営業利益又は営業損失に当該本店等に係る営業利益又は営業損失を加算した金額を用いるものとする。）を当該恒久的施設及び当該本店等に配分することにより独立企業間価格を算定する方法をいうことに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(分割要因)</u></p> <p><u>66の4の3(4)－2 利益分割法の適用に当たり、分割対象利益等又は措置法令第39条の12の3第1項において読み替えて準用される措置法令第39条の12第8項第1号ハ(2)に規定する残余利益等（以下「残余利益等」という。）の配分に用いる要因が複数ある場合には、それぞれの要因が分割対象利益等又は残余利益等の発生に寄与した程度に応じて、合理的に計算するものとする。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(為替の換算)</u></p> <p><u>66の4の3(4)－3 利益分割法の適用に当たり、内部取引に係る本店等の営業利益等を換算する際に用いる外国為替の売買相場については、基本通達13の2－1－8の取扱いを準用する。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(残余利益分割法)</u></p> <p><u>66の4の3(4)－4 残余利益分割法の適用に当たり、基本的利益とは、66の4の3(2)－1の(5)に掲げる取引に基づき算定される独自の機能を果たさない非関</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>連者間取引において得られる所得をいうのであるから、分割対象利益等と恒久的施設及びその本店等に係る基本的利益の合計額との差額である残余利益等は、原則として、内部取引に係る棚卸資産の販売等において、当該恒久的施設及び当該本店等が独自の機能を果たすことにより当該恒久的施設及び当該本店等に生じた所得となることに留意する。</u></p> <p><u>また、残余利益等を恒久的施設及びその本店等で配分するに当たっては、その配分に用いる要因として、例えば、当該恒久的施設及び当該本店等が無形資産を用いることにより独自の機能を果たしている場合には、当該無形資産による寄与の程度を推測するに足りるものとして、当該恒久的施設及び当該本店等に帰せられる無形資産の価額、当該無形資産の開発のために支出した費用の額等を用いることができることに留意する。</u></p> <p style="text-align: center;">第5款 取引単位営業利益法の適用</p> <p><u>(準ずる方法の例示)</u></p> <p>66の4の3(5)-1 <u>措置法令第39条の12の3第1項において読み替えて準用される措置法令第39条の12第8項第2号から第5号までに掲げる方法に係る同項第6号に規定する「準ずる方法」とは、例えば、次のような方法がこれに該当する。</u></p> <p><u>(1) 内部取引に係る棚卸資産の買手が当該棚卸資産を用いて製品等の製造をし、これを非関連者に対して販売した場合において、当該製品等のその非関連者に対する販売価格から次に掲げる金額の合計額を控除した金額をもって当該内部取引の対価の額とされるべき額とする方法</u></p> <p><u>イ 当該販売価格に措置法令第39条の12の3第1項において読み替えて準用される措置法令第39条の12第8項第2号に規定する比較対象取引に係</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>る営業利益の額の収入金額に対する割合を乗じて計算した金額</u></p> <p>ロ <u>当該製品等に係る製造原価の額（当該内部取引に係る棚卸資産の対価の額とした額を除く。）</u></p> <p>ハ <u>当該製品等の販売のために要した販売費及び一般管理費の額</u></p> <p>(2) <u>本店等がその恒久的施設から内部取引により取得したものとされる棚卸資産を当該恒久的施設を有する外国法人与特殊の関係にある者を通じて非関連者に対して販売した場合において、当該本店等と当該特殊の関係にある者との取引価格を通常取引価格に引き直した上で、措置法令第39条の12の3第1項において読み替えて準用される措置法令第39条の12第8項第2号又は第4号に掲げる算定方法に基づいて計算した金額をもって当該恒久的施設と当該本店等との間で行う内部取引に係る対価の額とされるべき額とする方法</u></p> <p>（註） <u>この取扱いを適用する場合の「通常取引価格」は、独立企業間価格の算定方法に準じて計算する。</u></p> <p>第6款 棚卸資産の売買に相当する内部取引以外の内部取引における独立企業間価格の算定方法の適用</p> <p><u>（同等の方法の意義）</u></p> <p>66の4の3(6)-1 <u>措置法第66条の4の3第2項第2号に規定する「同等の方法」とは、棚卸資産の売買に相当する内部取引以外の内部取引（例えば、有形資産の貸借、金銭の貸借、役務提供、無形資産の使用許諾又は譲渡等に相当する内部取引）において、当該内部取引の類型に応じて同項第1号に掲げる方法に準じて独立企業間価格を算定する方法をいう。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(有形資産の貸借の取扱い)</u></p> <p><u>66の4の3(6)－2 有形資産の貸借に相当する内部取引について、独立価格比準法と同等の方法を適用する場合には、比較対象取引に係る資産が内部取引に係る資産と同種であり、かつ、当該比較対象取引に係る貸借時期、貸借期間、貸借期間中の資産の維持費用等の負担関係、転貸の可否等貸借の条件が当該内部取引におけるこれらに相当するものと同様であることを要することに留意する。また、有形資産の貸借に相当する内部取引について、原価基準法と同等の方法を適用する場合には、比較対象取引に係る資産が内部取引に係る資産と同種又は類似であり、かつ、上記の貸借の条件が当該内部取引におけるこれらに相当するものと同様であることを要することに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(委託製造先に対する機械設備等の貸与の取扱い)</u></p> <p><u>66の4の3(6)－3 恒久的施設とその本店等との間に、製品等の製造委託に相当する内部取引と、当該製造委託に相当する内部取引に係る機械設備等の資産の貸与に相当する内部取引がある場合には、これらの内部取引が一体として行われているものとして独立企業間価格を算定することができる。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(金銭の貸付け又は借入れの取扱い)</u></p> <p><u>66の4の3(6)－4 金銭の貸借に相当する内部取引について独立価格比準法と同等の方法又は原価基準法と同等の方法を適用する場合には、比較対象取引に係る通貨が内部取引に係る通貨と同一であり、かつ、当該比較対象取引における貸借時期、貸借期間、金利の設定方式（固定又は変動、単利又は複利等の金利の設定方式をいう。）、利払方法（前払い、後払い等の利払方法をいう。）、借手の信用力その他の利率に影響を与える諸要因が当該内部取引におけるこれらに相当するものと同様であることを要することに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(借) 内部取引の借手が銀行等から当該内部取引と同様の条件の下で借り入れたとした場合に付されるであろう利率を比較対象取引における利率として独立企業間価格を算定する方法は、独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法となることに留意する。</u></p> <p><u>(役務提供の取扱い)</u></p> <p><u>66の4の3(6)－5 内部取引に該当する役務提供について独立価格比準法と同等の方法を適用する場合には、比較対象取引に係る役務が内部取引に係る役務と同種であり、かつ、当該比較対象取引に係る役務提供の時期、役務提供の期間等の役務提供の条件が当該内部取引におけるこれらに相当するものと同様であることを要することに留意する。また、内部取引に該当する役務提供について、原価基準法と同等の方法を適用する場合には、比較対象取引に係る役務が内部取引に係る役務と同種又は類似であり、かつ、上記の役務提供の条件が当該内部取引におけるこれらに相当するものと同様であることを要することに留意する。</u></p> <p><u>(無形資産の使用許諾等の取扱い)</u></p> <p><u>66の4の3(6)－6 無形資産の使用許諾又は譲渡に相当する内部取引について、独立価格比準法と同等の方法を適用する場合には、比較対象取引に係る無形資産が内部取引に係る無形資産と同種であり、かつ、当該比較対象取引に係る使用許諾又は譲渡の時期、使用許諾の期間等の使用許諾又は譲渡の条件が当該内部取引におけるこれらに相当するものと同様であることを要することに留意する。また、無形資産の使用許諾又は譲渡に相当する内部取引について、原価基準法と同等の方法を適用する場合には、比較対象取引に係る無形資産が内部取引に係る無形資産と同種又は類似であり、かつ、上記の無形資産の使用許諾又</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>は譲渡の条件が当該内部取引におけるこれらに相当するものと同様であることを要することに留意する。</u></p> <p style="text-align: center;">第7款 申告調整等</p> <p>(独立企業間価格との差額の申告調整)</p> <p>66の4の3(7)-1 <u>措置法第66条の4の3第1項に規定する「当該内部取引は、独立企業間価格によるものとする」とは、外国法人の本店等とその恒久的施設との間の内部取引の対価の額とした額が独立企業間価格と異なることにより、当該外国法人の当該事業年度の恒久的施設帰属所得（法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得をいう。以下同じ。）に係る所得の金額の計算上、益金の額に算入すべき金額が過少となる場合にはその差額を当該事業年度の益金の額に算入し、損金の額に算入すべき金額が過大となる場合にはその差額を当該事業年度の損金の額に算入しないことをいうことに留意する。</u></p> <p><u>④ この差額の調整が、寄附金の損金算入限度額、外国税額の控除限度額等に影響を及ぼす場合には、それらについても再計算することに留意する。</u></p> <p>(独立企業間価格との差額の申告減算)</p> <p>66の4の3(7)-2 <u>恒久的施設がその本店等から支払を受けることとされる内部取引の対価の額とした額が独立企業間価格を超える場合又は当該本店等に支払うこととされる内部取引の対価の額とした額が独立企業間価格に満たない場合における独立企業間価格との差額については、恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、確定申告書等において減額できないことに留意する。</u></p> <p>(高価買入れの場合の取得価額の調整)</p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>66の4の3(7)-3 内部取引に該当する資産の移転につき、恒久的施設がその本店等に支払うこととされる当該内部取引の対価の額とした額が独立企業間価格を超える場合において、当該対価の額とした額と独立企業間価格との差額の全部又は一部に相当する金額が当該事業年度終了の日において当該恒久的施設に帰せられる当該資産の取得価額に算入されているため当該事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入されていないときは、その損金の額に算入されていない部分の金額に相当する金額を当該資産の取得価額から減額することができる。</u></p> <p><u>(注) この取扱いにより減価償却資産の取得価額を減額した場合には、その減額した後の金額を基礎として各事業年度の償却限度額を計算することに留意する。</u></p> <p style="text-align: center;">第8款 国外移転所得金額の取扱い等</p> <p><u>(国外移転所得金額の取扱い)</u></p> <p><u>66の4の3(8)-1 措置法第66条の4の3第11項において読み替えて準用される措置法第66条の4第4項の規定により恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入されない、内部取引の対価の額とした額と独立企業間価格との差額（以下「国外移転所得金額」という。）は、その全部又は一部に相当する額について本店等から返還を受けるかどうかにかかわらず、利益の社外流出として取り扱う。</u></p> <p><u>(国外移転所得金額の返還を受ける場合の取扱い)</u></p> <p><u>66の4の3(8)-2 恒久的施設が国外移転所得金額の全部又は一部に相当する額について合理的な期間内にその本店等から返還を受けることとし、当該恒久的</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>施設を有する外国法人が次に掲げる事項を記載した書面を所轄税務署長（国税局の調査課所管法人にあっては所轄国税局長）に提出した場合において、当該書面に記載した金額の返還を受けたときには、当該返還を受けた金額は益金の額に算入しないことができる。</u></p> <p>イ <u>納税地</u></p> <p>ロ <u>法人名</u></p> <p>ハ <u>恒久的施設の責任者名</u></p> <p>ニ <u>代表者名</u></p> <p>ホ <u>本店の所在地</u></p> <p>ヘ <u>内部取引の相手方が本店以外である場合の当該相手方の所在地</u></p> <p>ト <u>返還を受ける予定の日</u></p> <p>チ <u>返還を受ける金額（外国通貨で支払が行われることとされる内部取引の場合は、外国通貨の金額を併記する。）</u></p> <p>リ <u>返還方法</u></p> <p>⑥ <u>外国通貨で支払が行われることとされる内部取引につき返還を受けるとして届け出る金額は、その発生の原因となった内部取引に係る収益又は費用の円換算に用いた外国為替の売買相場によって円換算した金額とし、当該金額とその返還を受けた日の外国為替の売買相場によって円換算した金額との差額は、当該返還を受けた日を含む事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。</u></p>	

四 第 67 条の 18 ((国外所得金額の計算の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p align="center"><u>第 67 条の 18 ((国外所得金額の計算の特例) 関係</u></p> <p><u>(国外所得金額の計算の特例)</u></p> <p><u>67 の 18-1 66 の 4 の 3 (1) - 1 から 66 の 4 の 3 (6) - 6 までの取扱いは、内国法人の国外所得金額 (法第 69 条第 1 項に規定する国外所得金額をいう。以下同じ。) の計算上、措置法第 67 条の 18 の規定を適用する場合について準用する。</u></p> <p><u>(独立企業間価格との差額の国外所得金額の調整)</u></p> <p><u>67 の 18-2 措置法第 67 条の 18 第 1 項に規定する「当該内部取引は、独立企業間価格によるものとする」とは、内国法人の本店等 (法第 69 条第 4 項第 1 号に規定する本店等をいう。以下同じ。) とその国外事業所等 (同号に規定する国外事業所等をいう。以下同じ。) との間の内部取引 (同号に規定する内部取引をいう。以下同じ。) の対価の額とした額が独立企業間価格 (措置法第 67 条の 18 第 1 項に規定する独立企業間価格をいう。以下同じ。) と異なることにより、当該内国法人の当該事業年度の国外所得金額の計算上、当該内部取引に係る収益の額が過大となる場合又は損失等の額が過少となる場合は、その差額を当該事業年度の国外所得金額の計算上減算することをいうことに留意する。</u></p> <p><u>(註) この差額の調整が、当該国外所得金額の計算上、例えば、損金の額に算入されない寄附金の額のうち国外源泉所得 (法第 69 条第 1 項に規定する国外源泉所得をいう。) に係る所得を生ずべき業務に係る寄附金の額に対応する部分の金額に影響を及ぼす場合には、これについても再計算することに留意する。</u></p> <p><u>(独立企業間価格との差額の国外所得金額への加算)</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>67の18-3 国外事業所等がその本店等に支払うこととされる内部取引の対価の額とした額が独立企業間価格を超える場合又は国外事業所等がその本店等から支払を受けることとされる内部取引の対価の額とした額が独立企業間価格に満たない場合における独立企業間価格との差額については、国外所得金額の計算上加算できないことに留意する。</u></p>	

五 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<p><u>(経過的取扱い(1)…改正前の措置法等の適用がある場合)</u></p> <p><u>改正法令（所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成26年政令第145号）及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成26年財務省令第28号）をいう。以下同じ。）による改正前の措置法、措置法令及び措置法規則（改正法令の附則により読み替えて適用される改正前の措置法、措置法令及び措置法規則を含む。）の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、この法令解釈通達による改正前の租税特別措置法関係通達（法人税編）の取扱いの例による。</u></p>	(新 設)
<p><u>(経過的取扱い(2)…比較対象取引の選定に当たって検討すべき諸要素等に関する改正通達の適用時期)</u></p> <p><u>この法令解釈通達による改正後の66の4(3)-3の取扱いは、平成28年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。</u></p>	(新 設)

